

小千谷市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(令和4年4月1日告示第39号)

(趣旨)

第1条 本市は、地域の防犯力の向上を図るため、防犯カメラを設置しようとする地域団体に対し、予算の範囲内において小千谷市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置される映像機器及びこれに付属する機器であって、道路、公園、広場等の公共空間を撮影するもの。
- (2) 地域団体 市内の町内会、商店街の連合組織その他の防犯活動を行う団体で市長が認めたもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、新潟県が定める「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に適合した防犯カメラ管理運用規程（以下「防犯カメラ管理運用規程」という。）を作成している地域団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が防犯活動を目的として防犯カメラを新たに購入し、及びその地域内に防犯カメラを設置する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者又は管理者からの同意を得ていること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲は、防犯上必要な範囲内でその範囲内の住民その他の関係者からの同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラを設置していることを示す設置表示板を作成し、周囲から見やすい

場所に設置すること。

(4) 防犯カメラは、特別の事情がある場合を除き、継続して5年以上設置すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる防犯カメラの設置に必要な費用とする。

(1) 防犯カメラの購入に要する経費

(2) 防犯カメラの設置工事に要する経費

(3) 防犯カメラを設置していることを示す設置表示板の作成及び設置に要する経費

(4) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 既存の防犯カメラの撤去及び処分に要する経費

(2) 土地の造成及び土地又は建物の使用、取得又は補償に要する経費

(3) 防犯カメラを運用するためのシステムの使用及び維持管理に要する経費

(4) 前項各号のうち、補助金の交付の決定前に実施したものに係る経費

(5) その他市長が補助対象経費として不適当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、防犯カメラ1台当たり10万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、小千谷市防犯カメラ設置補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、交付の場合にあっては小千谷市防犯カメラ設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の場合にあっては小千谷市防犯カメラ設置補助金不交付決定通知書(様式第

2号の2)により、申請者に通知するものとする。

(事前協議)

第9条 申請者は、補助金の交付を申請する前に、防犯カメラの設置及び運用に関する事業計画及び防犯カメラ管理運用規程について小千谷警察署と協議しなければならない。

2 申請者は、前項に規定する協議の終了後、やむを得ずその内容に変更が生じたときは、再度協議しなければならない。

(事業計画の変更等)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の計画に変更が生じた場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、速やかに小千谷市防犯カメラ設置補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、承認するかどうかを決定し、小千谷市防犯カメラ設置補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により当該補助事業者には通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、小千谷市防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及び条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小千谷市防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者には通知するものとする。

(書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類とともに補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。